

函 都 第 44 号  
令和2年1月22日

株式会社トーエネック エネルギー事業部  
[Redacted]

函南町長 仁科 喜世志



函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への  
照会に対する回答

令和元年12月24日付で提出されました照会書に対する回答は、下記のとおりです。

記

回 答 別紙のとおり

担当 都市計画課  
電話 055-979-8117

別紙

当町より送付いたしました令和元年12月10日付函都第435号「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の経過措置における届出の提出について（再依頼）」につきましては、貴社の見解にもございますが、函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「本条例」といいます。）第15条の規定に基づくものではありません。しかし、本条例第9条第2項及び第3項につきましては、本条例附則の経過措置の規定により本条例第9条第1項の届出を求めた場合においても、事業に変更が生じる場合は、本条例第9条第2項の届出をした上で変更について本条例第9条第3項により同意を得る必要があると解釈しております。

従って、事業に変更が生じた場合の本条例第9条第3項による同意の判断を行うためにも、本条例第9条第1項の届出を提出していただく必要があるものと考えております。また、今回の提出依頼については本条例第15条の規定に準ずるものと理解しておりますので、速やかに現事業計画の届出を提出されますようお願いいたします。

なお、本条例附則の経過措置の規定による本条例第9条第1項の届出を提出していただけない場合、町として既存の土地利用計画等の資料により判断をすることとなり、本条例第9条第2項及び第3項に関する審査が遅滞するおそれや、判断に影響を及ぼすおそれがあることを念のため申し添えます。